

令和 5 年 1 0 月 6 日
県土整備部都市整備局建築指導課
0 4 3 (2 2 3) 3 1 8 2

令和 5 年度違反建築防止週間における一斉公開建築パトロールについて

県では、10月15日（日）から21日（土）までの違反建築防止週間にあわせ、16日（月）に関係市、関係行政機関及び建築関係団体と連携し、一斉公開建築パトロールを実施します。

県民・事業者の皆様におかれましては、建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づいた安全なものであるか検査を受けることが義務付けられています。必ず検査を受けましょう。

※実施区域一覧表以外の区域においても、違反建築物の発生を未然に防止するため、年間を通じて計画的に建築パトロールを実施しています。

1 概要

一斉公開建築パトロールは、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて違反建築の防止を図るため、工事中の建築物、建築物の敷地へ立ち入り、法令違反がないかを調査するものです。

2 実施内容

- 実施日 令和5年10月16日（月）
- 実施方法 県及び関係市が主体となり、関係行政機関^{※1}及び建築関係団体^{※2}と連携し、建築パトロールを実施します。
- 実施区域 県内の28市の区域（下表のとおり）

建築パトロールの実施区域一覧表

実施市	実施主体
千葉市、市川市、船橋市、松戸市、 柏市、市原市、佐倉市、八千代市、 我孫子市、浦安市、習志野市、 木更津市、流山市及び成田市 (14市) <small>※柏市は都合により17日(火)に実施</small>	特定行政庁市 (建築確認業務の全てを行う14市)
鎌ヶ谷市、野田市、君津市、茂原市、 四街道市、白井市及び印西市 (7市)	限定特定行政庁市 (建築確認業務の一部を行う7市) 及び県
富里市、香取市、銚子市、旭市、 いすみ市、館山市及び東金市 (7市)	県
合計 28市	

※1 関係行政機関とは、消防及び警察です。

※2 日頃より違反建築対策にご協力いただいている千葉県建築士会及び千葉県建築士事務所協会に、一斉公開建築パトロールに参加いただきます。